

「保険金が使える」という

住宅修理の勧誘にご注意！



事例 1

数日前、災害を調査している機関を名乗った電話があり「負担なく屋根の修理ができる」といわれたので、自宅に来てもらった。業者は「3年前の大雪で屋根の樋がずれている。費用は保険会社からでるので、あなたの負担はない。保険会社との交渉は業者が行う」といわれ、負担額がなくてよければよいと思い契約した。後日保険会社から「保険金が下りる」とのがあったので業者へ連絡した。しかし契約書は手元になく、「当社で工事をしなかった場合は、保険金の4割を支払ってもらう」といわれ、一人暮らしのため本当に修理が必要なのか、不安だ。解約できないか。

アドバイス

相談室から業者に連絡し、相談者が高齢の一人暮らしであること、契約内容に不安をもっていることを伝え、相談者の家族と話し合いを行うよう伝えました。その結果、雨樋の破損は認められたものの、事業者の提言するような高額な料金での修理が必要ないことが分かりました。相談者は保険会社に連絡し、一度支払われた保険金を保険会社に返金しました。工事についてはいくつかの業者から見積もりを取り、業者を選定しました。

保険金が使えると勧誘する業者がきてもすぐに修理サービスなどの契約はせず、まずは加入先の損害保険会社または代理店に相談してください。

この事例以外にも、保険で修理ができると思っていたら、保険金の支払い対象外で、全額自己負担と言われたという場合もあります。

対象者が高齢者に偏っており、強引な契約にもかかわらず、書面を渡してなく高額な費用になる場合もあります。中には「古くなったところも先日の台風のせいにして、保険金を請求しましょう」と勧誘してくる場合もあります。

何か困ったことがありましたら、消費生活相談室までご相談ください。

困ったとき 不安に思ったときは 一人で悩まず まず
小金井市消費生活相談

消費者ホットライン ☎ 1 8 8 (いやや！)